



曹洞宗山形県第二宗務所
 〒993-0052
 山形県長井市新町10-6
 TEL0238-83-3369 FAX0238-83-3453
 発行責任者 菊池道喜
 印刷 (株)川島印刷
 TEL0238-21-5511



就任の挨拶



宗務所長
 菊池道喜

新年を迎え管内御寺院諸老師はじめ檀信徒皆様におかれましては、益々御清祥のことと拝察いたし謹んでお慶び申し上げます。

昨年暮れの任期満了に伴う宗務所長選挙にて、英元弘宗務所長老師の後任として十二月十一日付けで、不肖私が所長の重責を担うことと相成りました。もとより浅学非才の未熟者ではありますが、幸いにも優れた役職員に恵まれて共に和合しながら精進していく所存ですので、何卒皆様方からのご法愛・ご支援・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

さて、管内寺院を取り巻く環境は、年を追う毎に厳しくなつて多種多様化してきています。大雪での建物損壊や集中豪雨で被る水害など自然災害の増加、加えて全世界に猛威を振るった新型コロナウイルス感染拡大などの被害に遭われた方々には、謹んでお見舞い申し上げます。また更には、少子高齢化・過疎化が影響しているであろう寺院の後継者不足、永代供養や墓じまいによる檀信徒の減少等、これらの課題にどのように対応すれば良いのか、どう対処すべきか皆様方よりご助言を戴きながら、一つ一つ亀の如く努め歩んで参ります。

コロナ禍を主とした非日常の昨今、平穏な日々を過ごすことがどれほど有り難いのかとこれまで以上に再認識しています。感謝の気持ちを大事にして宗門で謳われている「共に願い共に生きる」の願行のもと、寺院間で情報を共有し集いを大切にしながら一体感となつて宗務所の役割を果たしていきたいと存じます。

結びになりますが、管内御寺院様・檀信徒の皆様方の山門隆昌・ご健勝を心より御祈念申し上げ就任の挨拶とさせていただきます。

合掌



副所長 第三教区
高徳寺住職 奥山 雅廣

この度、副所長を務めさせて頂くこととなりました。これまでとは違う立場となり、任の大きさに気持ち新たなし、陰ながら新体制と宗務所発展のため精進してまいりたいと思います。例えば過去四年間は新型コロナウイルスの影響にて、宗務所運営もままならないことも多く諸行持の取り組みも大きな工夫が求められるような状況かと存じます。今まで以上に管内御寺院様のご協力を頂きますよう心よりお願い申し上げます。



教化主事 第一教区
福昌寺住職 菅野 孝芳

この度、教化主事を務めさせて頂くことになりました。第二教区福昌寺の菅野孝芳と申します。

菊池所長老師より初めての宗務所役職員のお話をいただきましたことに不安を思いながらのお返事をさせて頂きました。教化主事という役職に対し、大役の責任の大きさに身の引き締まる思いを痛感しております。

さて、現在も続いております新型コロナウイルスウィルス感染症の影響を受け、各教区、各御寺院様には、諸々の厳しい状況を抱えることが多くなりました。これからの布教化、活動に対し私たちに何が出来ののかを考えまして、ひとつひとつ勉強をしながら皆様のお力添えと共に勤めさせていただきますので、今後とも、ご指導ご鞭撻の程、切にお願い申し上げます。

合 掌



庶務主事 第五教区
金鐘寺住職 菅野 信也

この度、図らずも庶務主事という重責の任を務めさせて頂くこととなりました。

もとより浅学非才の身ではありませんが、書記としての経験を活かし、所長老師始め役員諸師方の負担にならぬよう、はなはだ未熟ではございますが、精進させて頂いたたく所存です。

昨今、世界情勢は更に不透明感を増し宗門・宗務所事情も厳しい中、管内諸老師におかれましては、是非、御教示御法愛を賜りますようお願い申し上げます。



梅花主事 第六教区
桂岩寺住職 鈴木 良典

この度、新所長菊池老師より御縁をいただきました。梅花主事という大任を仰せつかりました。川西町の上奥田地区の田んぼに囲まれたお寺、桂岩寺住職、鈴木良典(りょうてん)と申します。

初めての宗務所勤務となります。歴代の梅花主事老師方が築き上げ、多く残されてこられた置賜の梅花の法燈を引き継ぎ、また、今の時世に準じて細心の注意を払いながら、宗務所の梅花行事努めて参ります。よろしくお願ひ申し上げます。



人権擁護推進主事 第十教区
松原寺副住職 妻鳥 紘明

この度は、人権主事という大役を拝命することとなり、身の引き締まる思いで過ごしております。

これまでの人権に関わる問題は、多くの諸先輩方からの知見を学ばせていただきながら精進弁道して参る所存です。

またコロナ禍の現在、人権に関わる新たな問題も様々な所で見聞きするようになりました。

令和の時代を生きる「今」だからこそ求められる人権問題に取り組んでいけるよう、共に学び、共に苦しみ、共に寄り添いながら歩みを進めて参ります。どうぞ宜しくお願ひ申し上げます。

合 掌



書記 第九教区
正慶庵住職 中川 大悟

この度、宗務所書記の役職を勤めることとなりました。以前も宗務所書記を経験し、何も分らない所から沢山のことを学ばせていただきました。

今回、菊池所長老師よりご縁をいただきましたこと有り難く思っております。情勢が目まぐるしく変わっていく昨今、宗務所の役割も模索しながらの大事な四年間になると思えます。

微力ではありますが、これまでの経験をかきつつ、新たな気持ちで取り組み精進していきたいと思えます。どうぞ宜しくお願ひ致します。



書記 第五教区
全龍院住職 山川 昌孝

この度、二期目の書記を務めさせて頂くこととなりました全龍院の山川昌孝でございます。

私は、前体制の役員様方よりご尽力を賜りながら、教化担当の書記として四年間務めさせて頂きました。至らない点ばかりで前役員様方、管内御寺院様方には大変ご面倒おかけ致しました。今まで誠にありがとうございました。

まだまだ未熟者ではございますが、菊池所長老師より再び書記としてのお声をかけて頂きました。新役員として選んで頂きまして大変恐縮ではございますが、この御縁と御厚意に少しでもお応えできるよう今まで以上に精進してまいります。引き続きご指導ご鞭撻の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

九 拜



書記 第六教区
金鐘寺副住職 横地 萌圓

この度、書記の役職を務めさせて頂いたことになりました、横地萌圓でございます。

名古屋の尼僧堂を送行してから十年が経ってしまいました。この間、副住職の仕事も、梅花もまじめに取り組んでこず、今は不安ばかりではあります。が、失敗を恐れず、常に明るく、精進していく所存です。

また、管内の御寺院様、御寺族の皆様と出会い、貴重な経験が出来ます事に感謝し、一日一日を積み重ねてまいりたいと思えます。充実した四年間になることが今から楽しみです。どうぞよろしくお願ひ致します。

宗議会議員総選挙

八月一日、任期満了に伴う宗議
会議員総選挙が告示されました。

山形県は第三十一選挙区画に入り、
永平寺系議員二名・總持寺系議員
二名の定数四となっております。

此度は山形県第一宗務所長が選挙
長を任じられ、山形県第一宗務所
役職員が選挙事務の一切を取り仕
切りました。立候補期限までの届
け出は、各会派二名ずつの定数同
数。結果、無投票となりました。

八月三十一日、天童市の山形県
第一宗務所を会場に選挙会が開か
れ、立候補者のそれぞれに山形県
第一宗務所長 金森哲瑛選挙長よ
り当選証書が手渡されました。

任期は四年。宗門の為に、更な
るご活躍を心からご期待申し上げ
る次第です。当選されました宗議
会議員老師は次の通りです。

八月三十一日、天童市の山形県
第一宗務所を会場に選挙会が開か
れ、立候補者のそれぞれに山形県
第一宗務所長 金森哲瑛選挙長よ
り当選証書が手渡されました。

大本山

永平寺系議員

山形県第二一四番長泉寺住職

結城 俊道 老師

山形県第一五番少林寺住職

鈴木 祐孝 老師

大本山

總持寺系議員

山形県第一四四番安國寺住職

三吉 由之 老師

山形県第六六三番正徳寺住職

佐藤 清廉 老師



宗務所長選挙並びに

臨時所会が開かれる

十月十四日、任期満了に伴う宗
務所長総選挙が告示されました。

宗務所長は任期四年を以て改選と
相成ります。此度の選挙に当たっ
ては山形県第三六五番林泉寺住職
菊池道喜老師から立候補の届け出
があり、結果、宗務所長選挙は無
投票となりました。

十月十六日、長井市のタス・パー
クホテル会議室を会場に選挙会を
開催し、立候補者の菊池道喜老師
に現所長 英 元弘選挙長より当
選証書が手渡されました。

次期所長 菊池道喜老師からは
英所長への労いが述べられると共
に、これからの四年間に向けた初
心が力強く発せられました。

引き続き臨時所会を開催。次期
体制の役職員や宗務所（事務所）
に関わること、併せて従前からの
懸案であった『山形県第二宗務所
規則』一部改正案についてご討議

引き続き臨時所会を開催。次期
体制の役職員や宗務所（事務所）
に関わること、併せて従前からの
懸案であった『山形県第二宗務所
規則』一部改正案についてご討議

引き続き臨時所会を開催。次期
体制の役職員や宗務所（事務所）
に関わること、併せて従前からの
懸案であった『山形県第二宗務所
規則』一部改正案についてご討議

ご承認を頂戴いたしました。

宗務所新体制は、十二月十一日
よりスタートいたします。



令和四年度 寺族研修会

七月十三日(水)
ナウエルホール米沢 三十四名参加

講義①は、曹洞宗総合研究センター講師であり第九教区照陽寺住職の伊藤良久老師による「お寺の宝もの ～仏像・掛け軸・古文書について～」でした。気さくで親しみ伊藤老師のお寺関係の諸々の分かりやすい解説により、仏像や掛け軸などの見方なども学ぶことができました。

報告会をささみ、講義②は人権主事今成老師による人権学習「ここから ～東日本大震災から十年～」このDVDを鑑賞して頂き、震災から月日は流れ復興してきた今の被災者さんの心境など知っていただく。とても心に響くテーマでした。



第四回 曹洞宗東北管区 寺族会研修会

九月七(水)～八日(木)
青森県青森市 ホテル青森 七名参加

自分達が新型コロナウイルスでやむなく中止とした当研修会が青森県宗務所に引き継がれ開催されました。会長含む五名の参加で、他二つの山形県宗務所は寺族の参加を見合わせ、山形県代表の様な形で参加となりました。

歓迎セレモニーで津軽三味線奏者の葛西頼之さんと相澤裕斗さんの勢いのある演奏。記念講演は根谷伸夫さんの「南部弁で笑って&南部と津軽のミニ歴史」。続いて田村静香さんの「色彩コミュニケーション心整理術」でした。

二日目は教化センター統監高橋老師と管区長奥本老師をオブザーバーとしての寺族フォーラム。参加者との質疑応答の時間でした。

今回参加下さった寺族さん方は、皆さん有意義な時間をお過ごしただき楽しんでくださったようです。



令和四年度 婦人のつどい

十月十九日(水)
ナウエルホール川西 五十三名参加

講演は「ながい黒獅子の里案内人会長」田中健三さんで「清流といきる」。長井の水路や川の歴史や役割などご自身のボランティア活動をまじえてお話いただきました。

続いてポーセラーツインストラクターの海谷恵美子さんと村上勇子さんの「絵付け体験」。今回は真っ白なコーヒーマップを題材に、参加者それぞれの好みの柄を貼付け、できたものをお二人が後日焼き上げて完成するということ。皆さん思い思いに作業に取り組み、楽しく集中なさっているようでした。



令和四年度 檀信徒本山研修会

十月二十九日(土)～三十一日(月)
福井県 大本山永平寺・その他
十六名参加

英体制の宗務所となった年に大本山總持寺様には参拝させていただきましたが、次の年に新型感染症が広まり二年中止となっていた本山研修会。今年は何とか実施させていただきました。道中のバス車内ではやわらかい表情の皆さん、法話・坐禅・研修DVD鑑賞、この時は真剣に修行なされました。
この度、人数は十六名と少なかつたも

の、そのお陰で昨日まで他人だったとは思えないほど親しげに交流なさっていたようで、皆さん喜んでいただき何よりでした。中には「行きたがっていた親が亡くなり、今回連れてきて頂いて参拝できて本当に有難かった」と涙を浮かべてお話ししてくださった方もおられ、自分も目頭が熱くなりました。
今回の本山研修会で、一般企業ではなく曹洞宗宗侶として、何が大切で今をどうしていくべきか考えていかなければならないと改めて感じました。



令和四年度 現職研修会

十一月十日(木)
ナウエルホール米沢 四十三名参加

今年度はナウエルホール米沢を会場として行いました。

講義①は、本庁派遣講師として岩手県大興寺住職の桐野好覚老師にお越し頂き、昨年に引き続き総合テーマをご講義いただきました。新宗教・新新宗教などの難しくも身近な問題を、体験談もまじえて分かり易くお話しいただきました。

講義②は、元永平寺単頭を務められた長野県大安寺住職の中西道信老師による「景德傳燈録 石頭希遷大師」。石頭希遷大師のお話を、当時の中国地図と漢文を読解していただきながらお話しいただきました。

最後は、人権主事今成老師の人権学習。東日本震災から十年のDVD鑑賞。過去は変えられないし、傷跡は消えない。だからこそ、それを忘れないように、繰り返し返さないように語り継がなければならぬ。被災地の皆さんのその気丈さには胸が締め付けられる思いでした。



管区人権啓発 研修会報告

―七月二十五日～二十六日
鶴岡市・善寶寺―

新型コロナウイルス感染拡大予防の為、参加者を各宗務所三人に限定して開催されました。

今回は「シベリア抑留問題を考える」をテーマとして鶴岡市を会場に行われました。

初日は、東京のシベリア抑留者支援センターの有光健氏と毎日新聞記者の栗畑俊雄氏からの講義。夜は人権主事だけで、各自のレポートを資料として分散会が行われました。

シベリア抑留とは、昭和二十年八月に終戦になったときに、当時満州等にいた日本人(軍人・民間人)約六十万人以上がソ連軍によって不当に拉致され、強制労働に従事させられた事件であります。戦争が終わった以上、本来ならば本国に帰国させられるべきものを、「捕虜」を隠してシベリア各

地に移送され、森林伐採・鉄道やダム、住宅等の建設・農作業・炭坑や工場での労働を強制させられたのです。

これはポツダム宣言や国際人道法上(俘虜の待遇に関する条約)の違反であります。

また、労災や栄養失調・病気や寒さ・そして不当な処刑で亡くなった被害者は六万人以上とも言われています。

シベリア抑留からの最初の引揚は昭和二十一年十二月で、舞鶴港に入港しました。

ようやくシベリア抑留が終わったのは、昭和三十一年日ソ共同宣言が締結されてからで、長い人は十年近く抑留されていたことなる訳です。

* * *

翌二日目は、九時に善寶寺に集合し、シベリア抑留犠牲者の慰霊法要を法堂で行い、村山市にある「小さな小さな平和祈念館」開設者の下山礼子さんから、叔父のシ

ベリア抑留体験者澤田氏の描かれた長さ三十二mの絵巻物を前にしてお話をお聞きました。澤田氏は村山市出身で、昭和十七年に出征し満州へ、敗戦時にシベリアの収容所で炭鉱で働かされ、昭和二十三年九月に帰還できたそうです。

その時の体験を絵巻物にして残されたのですが、軍隊での様子からシベリア収容所での生活などがつぶさに現わされています。僅かな食事や亡くなった同僚を埋葬する様子など悲惨な様子が分かります。もしご覧になりたい方は村山市榎岡榎十二―七の記念館に展示してあります。(開館要問合せ)

* * *

戦後七十七年が経ち、シベリア抑留生存者の方の平均年齢は九十九歳だそうです。平成二十二年に「シベリア特措法」が成立し、抑留期間に応じて平均二十八万円が支給されることになりましたが、それは当時生存していた方が対象でした。

また、遺骨のほとんどは未帰還のままです。

シベリアに抑留されていた方に対して「ご苦労様でした」「お気の毒でした」…という対応で果たして良いのか？

「戦没者」ではない、餓死と労災で亡くなった犠牲者、壮大な人災の被害者に対して、私たちはどのような思いで接していかなければならないのでしょうか？

